



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
					

事務連絡
令和7年2月27日

高知県医師会長 様

高知県健康政策部医療政策課長

病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

日ごろは、本県の医療行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省から「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年2月12日医政発0212第5号）が示されたところですが、このたび、病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）について、事業概要の通知（別添1）及び事業計画（活用意向調査）（以下「事業計画」という。）の提出依頼がありましたので、病院及び有床診療所に対し、事業計画の提出を依頼しました。

つきましては、ご参考のため「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について（依頼）」の通知文について、別添のとおり送付させていただきます。

（お問い合わせ先）

高知県健康政策部医療政策課 夕部、島村

TEL：088-823-9625

FAX：088-823-9137

E-mail:131301@ken.pref.kochi.lg.jp

各医療機関 管理者 様

高知県健康政策部医療政策課長
(公 印 省 略)

病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について（依頼）

日ごろは、本県の医療行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省から「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 2 月 12 日医政発 0212 第 5 号）が示されたところですが、このたび、病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）について、事業概要の通知（別添 1）及び事業計画（活用意向調査）（以下「事業計画」という。）の提出依頼がありました。

つきましては、本事業の活用を希望する医療機関におかれましては、下記のとおり事業計画）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、事業計画の提出状況を踏まえて、厚生労働省において、予算の配分を行う予定となっていますので、事業計画を提出した全ての医療機関が事業を活用できるとは限りません。

また、期限までに事業計画の提出がない場合には、給付対象外となりますのでご留意ください。

記

1 提出方法

別添 2（事業計画様式）に記載のうえ、メール又は郵送によりご提出ください。

※本通知の電子データにつきましては、以下のページに掲載しています。

※事業計画提出にあたっての、各医療機関からの質疑への回答につきましても、以下のページにて、随時共有させていただく予定です。

【通知電子データ掲載場所 URL 等】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022600234/>



電子データ掲載場所
QR コード

2 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）【必着】までにご提出ください。

※提出期限は厳守をお願いいたします。

※事業の活用見込みがない場合は、提出不要です。

3 その他

事業計画作成にあたっては、別添「事業計画作成要領」をご確認ください。

国の予算配分を踏まえて、事業計画提出後に取り下げることが可能です。

(お問い合わせ先)

高知県健康政策部医療政策課 夕部、島村

TEL : 088-823-9625

FAX : 088-823-9137

E-mail:131301@ken.pref.kochi.lg.jp

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

別添 1

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。**

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院 (一般病床・療養病床・精神病床) ・有床診 : 4,104千円/床

支給対象

(支給対象) (※1)

- ・ 予算成立日 (令和6年12月17日) 以降、令和7年9月末までに病床数を削減
- ・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと (※2)

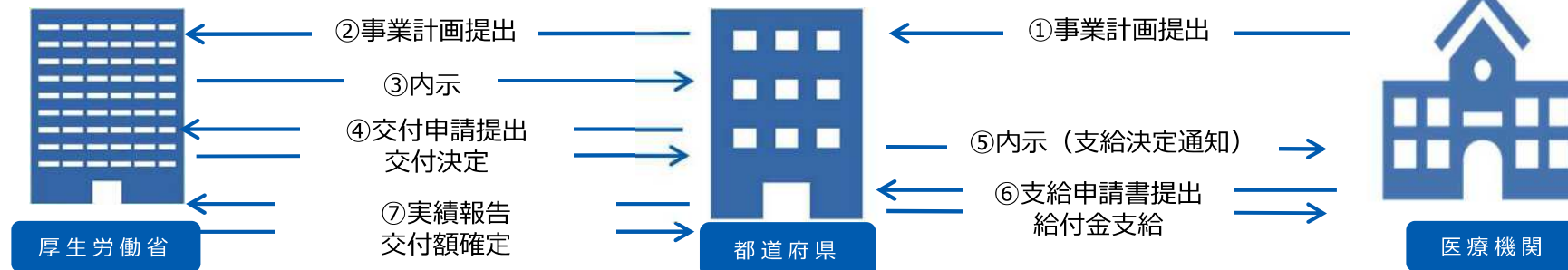
(※1) 令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

(※2) 地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの (病床数の減を伴わないもの)
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う



病床数適正化支援事業 事業計画 様式

(別添2)

医療機関名	
事務担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

39高知県

No	医療機関の名称	1 令和4年度赤字額	2 令和5年度赤字額	3 令和6年度赤字額	4 令和7年度見込み補助金等収入	5 地域医療構想	6 削減予定日	7 設置主体	8 構想区域名	9 令和6年度病床機能報告における病床・外来管理番号	10 削減前の許可病床数				11 削減後の許可病床数				12 減少病床数(支給対象)				13 減少病床数(うち稼働病床数)				14 病床稼働率(%)	15 単価(千円)	16 小計(千円)	17 地域医療介護総合確保基金単独支給額(千円)	18 支給申請額(千円)			
											一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計								
1											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 各年度の経常収支が赤字の医療機関については金額を記載。(マイナスで記載)黒字の場合は記載不要。
 ※2 国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金等で令和7年度に措置される見込み額を記載。
 ※3 単独支援給付金支給事業を活用した病床の場合に記載
 ※4 令和6年12月17日から令和7年9月30日までの削減に限る

- 1 厚生労働省
- 2 独立行政法人国立病院機構
- 3 国立大学法人
- 4 独立行政法人労働者健康安全機構
- 5 国立高度専門医療研究センター
- 6 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 7 その他(国)
- 8 都道府県
- 9 市町村
- 10 地方独立行政法人
- 11 日赤
- 12 済生会
- 13 北海道社会事業協会
- 14 厚生連
- 15 国民健康保険団体連合会
- 16 健康保険組合及びその連合会
- 17 共済組合及びその連合会
- 18 国民健康保険組合
- 19 公益法人
- 20 医療法人
- 21 私立学校法人
- 22 社会福祉法人
- 23 医療生協
- 24 会社
- 25 その他の法人
- 26 個人

※5 病院または診療所全体の病床稼働率(直近3ヶ月の平均)

< 事業計画作成要領 >

【項番 1】

令和4年度決算において、経常収支が赤字の場合、「マイナスで赤字額」を記入。
黒字の場合は記入不要。

【項番 2】

令和5年度決算において、経常収支が赤字の場合、「マイナスで赤字額」を記入。
黒字の場合は記入不要。

【項番 3】

令和6年度決算見込において、経常収支が赤字見込の場合、「マイナスで赤字見込額」
を記入。黒字見込の場合は記入不要。

【項番 4】

令和7年度に国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金の見込額を記入。

【項番 5】

本事業を活用し削減する病床が、単独支援給付金支給事業（※1）を活用定する病床の
場合「○」、活用しない場合「×」を記入。（予定を含む。）

（※1）医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想における令和7年度の
必要病床数を上回る病床を削減する場合、減少する病床数に応じた給付金を
支給する事業。

【項番 13】

削減する病床のうち、稼働している病床数（※2）を記入。

（※2）令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間で、病床種別毎（一般・療養・
精神）に最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数

【項番 14】

病院または診療所全体の病床稼働率（※3）（直近3ヶ月の平均）を記入。

（※3）
$$\frac{\text{月末在院患者延数の直近3ヶ月の合計}}{\text{（月間日数} \times \text{月末病床数）の直近3ヶ月の合計}} \times 100$$

【項番 16】

項番5で「○」を記入した場合、予定金額を記入。

	質問	回答	Q & A 追加日時
1	地域医療構想に係る医療機関の単独再編に際して、令和 6 年度の基金（単独支援給付金）を用いることとし、地域医療構想調整会議で協議しているが、本補正事業があるため、基金の申請を全額取り下げて、補正を活用するのは可能か。	地域医療介護総合確保基金と病床数適正化支援事業は併給可（4,104千円と単独支援給付金の差額を病床数適正化事業で交付）としている。また、病床数適正化支援事業は予算額を超過した要望が見込まれ、計画額通り交付できない可能性があるため、基金においては、取り下げをせずに活用いただきたい。	-
2	介護医療院または老健施設等への転換は対象となるか。	介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外とする。	-
3	病床の削減をいつまでに実施すれば対象になるか。	令和 7 年 9 月末（※調整中）までに削減を行った病床が対象となる。ただし、その場合であっても 3 月 14 日（金）までに、県へ事業計画の提出を行っている必要がある。	-
4	削減の結果、有床診療所から無床診療所となる場合は、対象になるか。	有床診療所から無床診療所への変更は、入院医療を継続するものではないことから支給対象外とする。	-
5	「廃院」に伴い削減する病床は支給対象になるか。	令和 7 年 9 月末（※調整中）時点において廃院する医療機関は支給対象外とする。	-
6	支給スケジュールは。	県においては、令和 7 年 6 月補正にて事業化を予定している。早ければ 7 月に交付申請の受付を開始し、順次支給していく。	-
7	平成 19 年 1 月 1 日以前に設置した有床診療所の病床は、特例的に既存病床数から除外されているが、本事業の対象外となるか。	平成 19 年 1 月 1 日以前に設置した有床診療所の病床も対象とする。	-
8	本計画書を提出したあとに、削減病床数が変動してもいいか。	削減病床数が提出時より上回る変更は不可だが、下回る変更は可能。	-

	質問	回答	Q & A 追加日時
9	経営状況や病床稼働率などを報告する様式となっているが、稼働率によって金額が変動するのか。	稼働率等によって単価は変わらない。 事業計画の情報は、国において配分方法を考えるにあたっての参考にさせていただくもの。	-
10	9 月末までの病床削減とは、どこまでの手続きが完了していればいいのか。	医療法上における、病院（診療所・助産所）開設許可事項一部変更届（病室の病床数の減少）を行われていることが必要。	-
11	「生産性向上・職場環境整備等支援事業」との併用は可能か。例えば、6 月に「生産性向上・職場環境整備等支援事業」で許可病床数×40 千円の給付金の支給を受けた後、9 月に「病床数適正化支援事業」で削減病床数×4,104 千円の給付金の支給を受けること（同じ病床に 2 つの給付金が入ること）は制度上可能か。	併用可能。	-
12	申請時にどのような書類の提出が必要か。	現時点では未定。 県にて、交付申請の受付を開始する際に明示する。	-
13	本事業を活用できるかどうかはいつ分かるのか。	厚生労働省にて、提出のあった事業計画を参考に予算配分を行う予定となっており、その配分を受けて給付対象医療機関を決定する。 時期としては、4 月中旬頃にお示しする予定としている。	-
14	給付対象医療機関の要件や考え方などで、現時点で明らかなものがあれば教えてほしい。	送付した資料に書かれた内容以外のことは、まだ決まっていない。 今回の事業計画の内容を参考に、厚生労働省にて予算の配分と合わせて検討されるものと伺っている。	-